

平成 2 9 年 7 月

地域・企業のみなさまへ

### 本学職員への委嘱依頼に対する回答について

平素より本学の教育・研究・診療について格別の御理解・御高配を賜りありがとうございます。

さて、これまで本学職員への業務の委嘱依頼にあたり、本学学長宛に委嘱依頼状を送付いただいた場合は、相互の事務省力化の観点から、業務への従事が差し支えない場合は回答を割愛させていただいております。学長名での文書回答を必要とされる場合は、学長宛の委嘱依頼状を送付いただく際に、①返信用封筒（切手貼付済）及び②回答書式を同封くださるようお願いいたします。なお、同封されていない場合には回答書を発出しませんので、趣旨を御理解の上、御了承いただきますようお願いいたします。

本学では、職員が許可なく兼業に従事することはできず、必ず事前に学長の許可を得ることとなっております。本学職員への業務委嘱にあたっては、業務従事初日の1か月前までに御依頼いただきますよう、改めてお願いいたします。

国立大学法人弘前大学  
総務部人事課職員グループ（サービス担当）  
電話：0172-39-3026, 3025  
mail: jm3025@hirosaki-u.ac.jp